

## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社会福祉法人博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者等で緊急に介護等の援護支援が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れ及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に規定する避難勧告、避難指示により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が「コムニの里まくべつ」を運営する乙に対し協力を要請すること、及び甲乙間の円滑な連携が図れるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

### （対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

### （災害発生時の情報提供）

第4条 乙は、災害があった場合、乙の施設の被害状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

### （受入れ要請及び受託）

第5条 甲は、幕別町の住民で被災した在宅の要援護者、幕別町地域防災計画で指定する福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）に避難した要援護者、縁故先等に避難した要援護者及び損壊等により使用が不可能になった施設等に入所している要援護者のため、乙に対し緊急の受入れ要請が出来るものとする。

2 乙は、前項の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、要援護者受入れ業務を進めるにあたり、甲は乙と受入れ業務等（要援護者人数、人的・物的支援方法等）について、協議・連携を密にして行うものとする。

(受入れ期間)

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

(費用の負担)

第7条 甲は、要援護者に係わる緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費単価等については、乙の積算方法により算出し、甲乙協議するものとする。

(手続等)

第8条 甲は、第5条第1項の規定により乙に受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、受入れ可能人数を確認のうえ、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 受入れ要援護者の身元引受人の氏名及び連絡先等、ただし、身元引受人等が不明の場合は、甲が対応をする。

(3) 受入れ要請期間

(実績報告)

第9条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

(受入れ可能人数等の協議調整)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援伴う救援物資等について事前協議を行い、調整を図っておくものとする。

(災害発生時の人的支援)

第11条 甲は、乙が受け入れる要援護者を適切に介護できるよう専門的な介護者の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所へ職員派遣を要請された場合、可能な限り支援するよう努めるものとする。

3 乙は、災害時に施設運営に必要な職員又は福祉避難所に派遣可能な職員について、甲に報告するものとする。

4 甲は、災害時に備え、災害ボランティアの把握及び確保を行うものとする。

5 甲は、自主的に又は乙からの要請により、災害ボランティア又は町職員を乙に派遣するものとする。

(災害発生時の物的支援)

第12条 甲は、災害時に救援物資並びに搬送手段の把握及び確保を行うものと

する。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により救援物資を乙に搬送するものとする。甲が救援物資を搬送することが困難な場合には、乙は物資の保管場所において救援物資の受け取りを行うものとする。

3 乙は、自主的又は甲の要請により、可能な限り救援物資を提供するものとする。

(災害発生時の他施設活用)

第13条 甲は、乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入れ可能な他施設等について調査・把握を行い、速やかに一時避難ができるよう努めるものとする。

(被災状況等記録)

第14条 乙は、災害時において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第15条 甲と乙とで協議して、隨時、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会)

第16条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第17条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の各号に掲げる事項の検証を行い、必要があれば隨時見直しを行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく連絡体制、対応窓口及び連絡方法に関するこ
- (2) 第4条の規定に基づく災害時の連絡内容に関するこ
- (3) 第5条の規定に基づく要援護者の受入れに関するこ
- (4) 第11条の規定に基づく人的支援に関するこ
- (5) 第12条の規定に基づく物的支援に関するこ
- (6) 第13条の規定に基づく一時避難の受入れ可能な施設に関するこ
- (7) 第14条の規定に基づく被災状況等の記録に関するこ
- (8) 第15条の規定に基づく甲及び乙合同による災害時の対応訓練に関するこ
- (9) その他必要な事項に関するこ

(地域住民の避難)

第18条 第5条の規定によるもののか、第1条に規定する災害により、乙の周辺に在住する被災住民が広域避難場所への避難が困難なため、一時的に乙の施設に避難してきたときは、乙は災害後の乙の施設運営状況等を総合判断し、必要な措置を執るものとする。

- 2 甲は、乙から前項の措置を執り、経済的負担が大きく、施設運営に支障が生じる恐れがあるとの申し出があった場合は、前項の措置に伴う経費を乙に支払うものとする。
- 3 前項に規定する経費については、災害救助法に規定されている避難所設置に要する費用に基づいて協議するものとする。

(協定の期間)

第 19 条 この協定は、締結日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

(補則)

第 20 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 1 月 22 日

甲 中川郡幕別町本町 130 番地  
幕別町

幕別町長 冈田和夫



乙 河西郡更別村字更別南 3 線 95 番 6  
社会福祉法人 博愛会

理事長 久田 博

